

2017 年度大学院博士課程後期課程 国際的研究活動促進研究費募集要項

(追加募集)

下記のとおり、2017 年度立命館大学大学院博士課程後期課程 国際的研究活動促進研究費の募集を行う。

1. 申請資格

下記①から⑤まで全ての要件を満たす者

- ① 本学大学院博士課程後期課程、本学大学院一貫制博士課程 3 回生以上または本学大学院 4 年制博士課程に在学する正規大学院学生（ここでいう「在学」とは、学籍状態が「在学」または「留学」の者を指す。）
- ② 2017 年度内(2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日の期間)に、本学に在学中であり、海外の大学もしくは研究機関等における通算 15 日以上（移動日を含む）の研究活動を実施する者
- ③ 2017 年度に日本学術振興会特別研究員に採用されていない者
- ④ その他併給禁止規定のある奨学金・奨励金等を受給していない者
※本学以外の機関から奨学金・奨励金等の支給を受けている場合は、各奨学金事務局で確認すること。
- ⑤ 在籍期間中における本研究費の採用回数が 2 回以下の者
(本研究費は在籍期間中 3 回までしか受給することができない。)

※「(A)大学院博士課程後期課程国際的研究活動促進研究費」と「(B)大学院博士課程後期課程国内研究活動促進研究費」と「(C)大学院博士課程後期課程インターンシップ奨学金」については同一年度に重複して受給することはできない。単年度に受給できるのは(A)～(C)の 3 つの研究費よりいずれか 1 つの研究費のみとなる。

※申請中～採用期間中において、学籍状態が変更になった、または変更を予定している場合は、わかり次第至急大学院課に申告すること。

※休学中の申請について

申請時に休学中であっても今後復学予定がある場合は申請を認めるが、本研究費の対象となる渡航は「本年度内の在学中に発生する渡航」となるため、休学期間中または休学期間にまたがる渡航は本研究費の対象外となる。申請の際に、渡航予定日数を在学期間内に設定するよう注意すること。また、本年度内の在学中に渡航しなくなった場合は、採用の取消、戻入が必要になるため、予定変更がわかり次第至急大学院課に連絡すること。

※通算 15 日以上の研究活動について

自己研鑽・啓発のみを目的としたもの（語学研修等）や、有給の海外研究活動（有給のインターンシップやアルバイト等を含むもの等）は対象外とする。

※国際的研究活動促進研究費以外の科研費等のみで、往路かつ復路の航空券を購入して実施する海外研究活動は対象外とする。

2. 金額・採用枠

- (1) 金額：採用者 1 名につき以下①および②の研究費を支給する

①研究助成金（採用者 1 名につき年間 1 回限り支給）

国外滞在期間 (年間通算※1)	渡航先		
	甲地方	乙地方	丙地方
A : 15 日以上 29 日まで	20 万円	15 万円	10 万円
B : 30 日以上	30 万円	25 万円	20 万円

※ 1 年間通算とは、「2017 年度内(2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日の期間)の、在学期間中に渡航している日数」をいう。

※ 2 渡航先の区分は、以下のとおりとする（「立命館旅費支給規程」別表 4 参照）指定都市としての区分は設定していないため、以下地方の区分のみとする。

甲地方：北西ヨーロッパ、北米、中東地域

乙地方：東ヨーロッパ、モスクワ、オセアニア、東南アジア、韓国

丙地方：インド、パキスタン、中国、中南米、アフリカ

※ 3 渡航先が複数の国や地域にわたる場合は、滞在予定日数が最も多い地域区分で支給する。

※ 4 研究助成金は、申請時点の渡航日数をもとに決定するため、年度終了時に日数変更によって申請時点より日数が減った場合は戻入が必要となる。ただし、日数が増えた場合は追加支給しない。

②海外渡航に要する交通費

渡航および帰国に要する片道交通費および海外における複数の国または地域間の移動に要する片道交通費を、年間 4 回を上限として実費を支給する。

※ 1 同一国内、同一地域内の移動は対象外。

※ 2 海外渡航を複数回予定している場合、海外渡航に要する交通費は時系列で申請すること。申請された順で片道交通費をカウントし、年間上限回数内で支給する（例：1 回目渡航を自費渡航、2 回目を本研究費に申請、3 回目を自費渡航、4 回目を本研究費に申請、などは不可）

※ 3 海外渡航に要する交通費としての支給は、申請書「(2) 海外研究機関および地域における研究活動予定」記載内容に限る。

(2) 採用枠：15 件以内（2017 年度単年度）

3. 支給方法

(1) 支給範囲

①研究助成金

渡航先での宿泊費、在留資格申請に係る費用、国際学会参加費・登録料、論文翻訳・校正・校閲費、図書資料費、文具などの消耗品購入など、申請書記載の当該年度における研究活動に要する費用

※飲食費の執行は不可とする。

※領収書は必ず各自で保管しておくこと。

②海外渡航に要する交通費

申請書記載の海外研究活動に要する海外渡航費（国内交通費・国際航空運賃）

(2) 支給方法

研究助成金：採用決定後、採用者本人の銀行口座に一括して振り込む。

(10 月末予定)。

海外渡航に要する交通費：申請書にもとづき、渡航ごとに支給する。

(上限片道 4 回分)

4. 申請方法

2017 年度より、メールによる申請受付に変更します。

申請書類を一括したファイルにパスワードを設定し、メールに添付して提出すること（パスワードは「**kokusaiteki**」にしてください）。ただし、添付ファイルのデータ容量が 5MB を超える場合は、1 メールにつき添付ファイルのデータ容量が 5MB 以内になるように、メールを複数に分けて送付してください（申請メールが複数に分かれる際には必ずその旨をメール本文に記載すること）

※申請された書類を大学院課で確認後、申請書類に不備がなければ申請を受理する。申請受理結果については申請者に 1 週間を目処にメールで通知する。申請後、1 週間以内に大学院課より申請受理結果の連絡がない場合は、大学院課に問い合わせること。

※申請資料に不備がある場合は、申請書類の修正や追加資料の提出を求める。指定した期日（別途メールにて通知）までに提出がない場合は申請受理できないため不採用とする。必ず申請後 1 週間においては毎日メールの確認をするようにしてください。

※事務局で申請受理したものも、後日の審査委員会において追加資料の提出や申請書類の問い合わせ等が入る場合があるため、その際には早急に必要書類の追加提出や追加の説明を求める。

※採用者は、誓約書提出の際に、「2017 年度大学院博士課程後期課程 国際的研究活動促進研究費申請書」（下記④）の原本（メール申請時の内容に申請者と研究指導教員による承認印（または自署サイン）を押印したもの）もあわせて提出すること。

- (1) 下記メールアドレス宛に、以下の①～⑤書類を一括したファイルをメールに添付して提出する。（①～⑤の各書類を個別ファイルのまま添付して申請することは禁止）

提出先メールアドレス：g-schol3@st.ritsumei.ac.jp

① 国際的研究活動促進研究費申請受付チェック票

② 「2017 年度 博士課程後期課程奨学金/研究費 申請書」

「立命館大学若手研究者学術・キャリア情報検索システム（Ri-SEARCH）」に RainbowID でログインする。「研究活動」・「キャリア」等項目を入力後、「申請者情報」をファイル出力する。

【立命館大学若手研究者学術・キャリア情報検索システム（Ri-SEARCH）】

<https://ri-search-web.ritsumei.ac.jp/>

③ 「研究業績報告書」

②と同様に「立命館大学若手研究者学術・キャリア情報検索システム（Ri-SEARCH）」から「研究業績報告書」をファイル出力する。

④ 「2017 年度大学院博士課程後期課程 国際的研究活動促進研究費申請書」

ウェブサイトよりダウンロード後、必要事項を入力して出力する。

※研究指導教員によるコメント・承認印（または自署サイン）は申請時に必須

【募集要項・様式 ダウンロードのウェブサイト】

http://www.ritsumeai.ac.jp/ru_gr/g-career/fellow/doctor/article.html?id=3

- ⑤ 渡航先受入機関における研究協力者との折衝状況が証明できる書類、その他訪問先の名称・住所等記載の書類データ

海外研究内容	添付資料
A：指導者・現地研究協力者のもと研究活動を行う場合	渡航先受入機関における研究協力者との折衝状況が証明できる※書類（推薦書・受入承諾書・電子メール等交信記録） ※研究協力者に一方的に協力要請をしているだけのメール等は不可
B：図書館資料収集・閲覧等	訪問先の名称・住所がわかる資料（WEBサイト等）、紹介状等
C：フィールドワーク、イベント参加等	フィールドワーク、イベント内容がわかる資料（パンフレット等）

申請書作成時の注意事項：

- ・文字フォントは必ず 10 ポイントで作成すること。
- ・様式改変は不可。必ず各項目とも定められた枠内に収めて記載すること。申請書に枠の改変がある場合は受付しない。受け付けた場合においても審査対象外となるため、十分に注意すること。
- ・日本語および英語以外の外国語で表記された書類には、必ず日本語もしくは英語訳をつけること。
- ・添付資料が複数ある場合は、何回目の渡航のどの活動内容を証明する分なのかが分かるよう番号付けをすること（例「#1 8月フランス渡航① 国立図書館訪問分、#1 8月フランス渡航② インタビュー分」等）。
- ・提出書類は①～⑤の順で提出書類をまとめること。
- ・上記 A～C のそれぞれの内容について、それぞれ対応する添付資料を提出すること。（申請する研究活動内容について、必ず何らかの添付資料がある状態にすること）

(2) 申請期間

2017年7月26日（水）～8月2日（水）（日本時間17:00締切）

※メールの提出は、日本時間17:00までに指定メールアドレスに届いた申請書のみを有効とする。時間外の提出は認めないため、締め切り時間前に相当の余裕をもって提出すること。

※メール添付での申請ができない場合は、必ず事前に大学院課（衣笠）（「8. 問い合わせ先」参照）に相談すること。

5. 申請後のスケジュール(予定)

2017年9月中旬	審査委員会による審査	
2017年9月下旬	採否通知発送	※ 申請書記入住所へ郵送
2017年10月4日	誓約書提出	※ <u>期日までに提出がない場合は本研究費を支給しない</u>

2017 年 10 月上旬	採用者説明会	※ 採用決定者は必ず出席すること
2017 年 10 月末予定	研究助成金振込	
2018 年 3 月 30 日	「研究成果報告書」「ポスター」提出（データと原本）	
	* 日本時間 17 : 00 締切	
2018 年 5 月（予定）	研究成果報告会	※ 採用決定者は必ず出席すること

※申請後、海外渡航等で郵送物の確認ができない場合は、申請書提出時に大学院課（衣笠）にメールにて必ず申し出ること。

6. 留意事項(採用者の義務等)

- ① 審査にあたっては、専門分野以外の教員が審査する場合があるため、専門分野が異なる方にもわかりやすい記述で申請書を作成すること。
- ② 申請にあたっては、研究指導教員によるコメントと承認印（または自署サイン）を得ること。承認印（または自署サイン）のある原本申請書の提出は、採用後の誓約書提出時でかまわないが、研究指導教員によるコメント・承認印（または自署サイン）は申請時に必須とする。
- ③ 本研究費受給が決定した者は、大学院課指定期日までに「誓約書」を提出すること。誓約書の提出がない場合は本研究費を支給しない。
- ④ 文部科学省国費外国人留学生は、「国費外国人留学生制度実施要項」第十四条第六項により、研究費を除く奨学金の受給が禁止されている。そのため、本研究費の採用になった国費外国人留学生は、「研究助成金使途報告書（様式 4）」を作成し、2018 年 2 月 28 日までに大学院課へ提出することとする。

〈参考〉（給与支給の停止）

第十四条 文部科学大臣は、国費外国人留学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、選考委員会の協議を踏まえ、給与支給の停止を行うことができる。

六 第十条に定める給与以外の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき

- ⑤ 海外渡航に関しては、帰国後搭乗券の半券を大学院課に提出すること。
- ⑥ 本研究費は申請内容を審査した上で採用の可否を決定するため、申請内容どおりの執行を原則とする。ただし、やむをえない事情から変更が生じた場合には至急大学院課に報告すること。変更内容や状況、必要性等を踏まえて申請内容からの変更の可否を改めて審議し、可否通知をする。
- ⑦ 研究費支給の根拠となった海外研究・留学の実施状況が正当な理由なく申請内容と著しく異なった場合、もしくは所定の日数に満たなかった場合、研究費の全額または一部返還を求めることがある。
- ⑧ 研究費の受給者は、2018 年 3 月 30 日（金）日本時間 17 : 00 までに所定の「研究成果報告書（様式 3）」「ポスター」（データと原本書類）を提出すること。ただし、2018 年 3 月までの期間で修了、休学、退学になる場合は、在学でなくなる日の 1 ヶ月前までに提出すること。「研究成果報告書（様式 3）」（研究指導教員によるコメント・承認印（または自署サイン）含む）「ポスター」が期日までに提出されない場合は、支給した研究費および海外渡航に要した交通費全額の返還を求める。また、研究費受給年度において受給者が研究成果を公表した場合、その論文抜刷や学会発表報告原稿等を提出すること。
- ⑨ 研究費の受給者には、「研究成果報告会」にて研究成果の口頭での報告会、ポスターセッションなどの報告を求める。「研究成果報告会」に正当な理由なく欠席した場合は、次年度の本研究費の選考で減点の対象となるので留意すること。
※詳細は 3 月末～4 月上旬頃に案内予定。
- ⑩ 「(A)大学院博士課程後期課程国際的研究活動促進研究費」と「(B)大学院博士課

程後期課程国内研究活動促進研究費」と「(C)大学院博士課程後期課程インターンシップ奨学金」については同一年度に重複して受給することはできない。単年度に受給できるのは(A)～(C)の3つの研究費よりいずれか1つの研究費のみとなる。

7. 申請書提出先

下記メールアドレスあてに、申請書類を一括したファイルをメールに添付して提出すること。

提出先メールアドレス：g-schol3@st.ritsumei.ac.jp

8. 問い合わせ先

E-mail: g-schol3@st.ritsumei.ac.jp

電話番号：大学院課(衣笠) 075-465-8195